

**核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）の
一部補正の主な内容について**

1. 臨界事故への具体的対処および有効性評価に関する記載の追加

- ・ 臨界事故に対する発生防止対策、拡大防止対策、異常な水準の放出防止対策およびその有効性評価に係る記載の追加。

2. 火災等による損傷の防止に関する記載の追加

- ・ 火災防護審査基準の改正を踏まえた火災感知器の多様化等に係る記載の追加。

3. 火山に関する記載の追加

- ・ 「火山灰対策に係る保安規定の審査について－火山灰対策における考え方の再整理－」（第40回原子力規制委員会（平成30年11月7日））を踏まえた参考濃度を超える降灰に対する対策を再整理した結果に係る記載の追加。

4. 近接の原子力施設からの影響に関する記載の追加

- ・ 近接の原子力施設からの影響（第29回（平成30年9月12日）および第32回（平成30年9月26日）原子力規制委員会）を踏まえた確認結果に係る記載の追加。

5. その他、記載の適正化等

- ・ 再処理施設、廃棄物管理施設と共用する設備の再整理。
- ・ 事故発生時の環境条件下における重大事故等対処設備の健全性に関する記載の充実。
- ・ 各装置の構成機器に関する安全機能の明確化。

以 上